

# 令和6年度（2024年度）グローバルジュニアドリーム事業実施要項

## 1 事業の目的

県内の小学6年生及び中学生に、台湾への海外派遣及び現地の青少年たちとの交流等を通して、自分の夢と可能性を発見する機会を提供するとともに、世界の中の日本・郷土熊本に誇りを持ちグローバル社会に視野を向けた子どもの育成を図る。

また、高校生に団員を支援する機会を持たせ、社会参加活動やボランティア活動の促進を図り、グローバル社会で活躍できるリーダーの育成を図る。

## 2 事業の概要

- (1) 名称 グローバルジュニアドリーム事業  
(2) 主催 熊本県・熊本県教育委員会・熊本県青少年育成県民会議  
(3) 内容 ※内容は変更することがあります。

期日及び場所	【事前研修会】 令和6年（2024年）7月20日（土） 熊本県庁 ※保護者も参加（保護者説明会を実施予定） 【本研修】 令和6年（2024年）8月5日（月）～8月8日（木） 台湾（高雄市・新竹市）※阿蘇くまもと空港集合・解散 【事後研修会】 令和6年（2024年）8月24日（土） 熊本県庁 ※保護者も参加（任意）
派遣人員	【団員】 小学6年生～中学生：20人程度 【リーダー】 高校生：5人程度 【成人スタッフ】 県職員・教員・警察官等：8人程度（人数はいずれも若干の増減あり）
主な活動	【事前研修会】 結団式、熊本青少年大使任命式、事前学習等 【本研修】 高雄市の青少年たちとの交流会、TSMC関連施設の見学等 【事後研修会】 講話、研修のまとめ、意見発表等
研修の交通手段	飛行機（熊本台北定期便利用）、貸切バス、高速鉄道（台湾）
研修の宿泊	高雄市及び桃園空港周辺のホテル

## 3 団員の募集について

### (1) 応募資格

- ア 県内の小中学校に通う、健康で協調性に富み、規律ある団体行動ができる者  
イ 2（3）『主な活動』の全てに参加し、活発かつチャレンジ精神豊かで、海外での生活に耐えることができる者（食物アレルギーがあっても自ら除去等、自己管理できる者）  
ウ 熊本青少年大使として県の代表であるという誇りを持ち、現地での交流や帰国後の報告等を積極的に行うことができる者  
エ 過去に、『グローバルジュニアドリーム事業』の団員として台湾派遣に参加していない者。

### (2) 経費の負担等

- ア 次に掲げる（ア）（イ）については、個人負担とする。  
（ア）団員負担金 50,000円  
（イ）その他 事前・事後研修会に関する費用（交通費等）  
旅券申請費用、海外旅行傷害保険料

※ 就学援助対象者等の団員負担金、旅券申請費用、海外旅行傷害保険料については、主催者が全額負担する。

- イ 本事業（事前・事後研修会等を含む）実施中の災害、病気、事故等で、主催者の責めに帰さない理由によって生じる団員の損害等については、主催者は責任を負わない。  
ウ 傷害保険の対象とならない病気等で、主催者が行う救急医療以外の費用は団員の負担とする。

### (3) 募集人員 20人程度（就学援助対象者等最大5人を含む）

※小中学生5～6人と高校生リーダー1人で1班を編成する。

#### (4) 応募方法

参加希望者は次のア、イ及び該当する場合ウを封筒に入れ、「グローバルジュニアドリーム事業申込書在中」と記載し、期限までに下記申込先まで郵送又は持参すること。

ア 応募申込書 熊本県庁ホームページからダウンロードしたもの（両面印刷）に必要事項を記入すること。

イ 返信用封筒 84円切手を貼り付け、応募者の郵便番号、住所、氏名を記入すること。

##### ※第1次選考結果の通知用

ウ 【該当者のみ】令和6年度に保護者が就学援助を受けていることを証する書類（「就学援助申請の審査結果」「生活保護証明書」）等の写し

※今年度分の証する書類が締切日までに間に合わない場合は、前年度分の写しでも可とするが、今年度分を受け取り次第、その写しを熊本県まで郵送または持参してください。今年度新規申請中の場合は、申請書の写しを添付し、証する書類を受け取り次第、その写しを提出してください。なお、証する書類等を添付せずに申込み、団員内定者となった場合は、団員負担金を負担していただくこととなりますので、御注意ください。

エ 申込期限 令和6年（2024年）5月9日（木）午後5時必着

オ その他 （ア）各学校は、児童生徒の参加申込について、学校長が承認すること。

（イ）応募申込書等に不備があった場合は申し込みを受け付けない。

#### 4 選考

(1) 第1次選考 書類選考を行い、5月20日（月）までに結果を本人に通知する。

(2) 第2次選考 ア 期日 5月25日（土）

イ 場所 熊本県庁

ウ 方法 5人程度による集団面接

エ 内定 6月4日（火）までに、本人に通知する。

#### 5 決定及び取消

(1) 内定者の団員負担金が入金【振込期限：6月12日（水）】され、領収書のコピーと同意書の提出【6月14日（金）午後5時までにくらしの安全推進課必着】をもって、団員と決定し、在籍校にその旨を伝える。

(2) 期限までに団員負担金の入金及び同意書の提出がない場合は、参加辞退とみなす。また、入金後の自己都合によるキャンセルについては、原則返金しない。

(3) 団員として決定した後であっても、不適切と認められる場合は、団員の資格を取り消す。

#### 6 その他

(1) 第2次選考について期日の変更はしない。ただし、学校主催の行事（運動会等）がある場合は、5月13日（月）までに連絡すること。時間帯の調整を行うが、希望時間帯に沿わない場合もある。

(2) 渡航手続きの関係上、団員として決定した場合は、委託業者へ個人情報（氏名、生年月日、住所、電話番号）を提供する。

(3) 本研修へ出発後に、本人の責めによる病気や事故等により研修への参加が不可能となった場合は、速やかに帰国させる。なお、この場合に要する経費は団員の負担とする。

(4) 本研修終了後、研修の成果等を県民へ報告することを目的に、在籍校での報告会や新聞等への投稿等を行う。

(5) 本事業において、撮影した写真や氏名を本事業の広報及び事業報告書に使用する。

(6) 団員には、研修後にアンケート及び作文の提出を求める。また、保護者にもアンケートの提出を求める。それらは、事業報告書に記載する。

天候や国内外における情勢の変化等、やむを得ない理由によりプログラムの変更や事業を中止する場合があります。主催者において協議し措置するものとします。

##### 【申込・問い合わせ先】

〒862-8570（県庁専用住所記載不要）

熊本県くらしの安全推進課（新館6階）

青少年班 担当：二子石、植田

TEL096-333-2294